

## どこへ行った「論評の自由」

立教大学教授 服部孝章  
(毎日新聞、2004年6月29日)

今月26日、自民党は報道機関に表題のない次の文書を送った。

「1 最近、一部テレビにおいて、政治的公平・公正を強く疑われる番組放送がありました。すなわち、『年金の鉄人』と称して高山憲之・一橋大学教授を数回にわたって番組に出演させて、年金法に反対する立場から意見を述べさせる番組です。

2 高山教授は、民主党推薦で参考人や公述人として幾度となく国会で年金等について意見を述べられてきた方であり、民主党の年金法案の作成に深く関与したと言われている方です。しかるに番組では、民主党推薦の参考人などを務めた経歴について一切触れることなく、ただ『大学教授』との肩書だけを紹介して、高い学識経験を有する専門家が客観的な意見を述べられているという体裁で番組制作が行われました。

3 わが党としては、選挙期間中でもあり、多様な意見を番組に反映していただくなど、公平な放送が行われることを強く望んでおります」

民法の報道などを念頭においた文書なのだろう。ここに見られる自民党の姿勢は、放送法が既定する「政治的公平」をもとに、憲法21条が保障する「表現の自由」を軽視するものでしかない。また、自党の政策や方針に反発する意見表明を排除しようとするものだ。

国会審議を数の横暴で打ち切り、野党の質疑を遮断した与党の政治責任を棚上げしたまま「多様な意見を番組に反映していただく」と報道のあり方に要望する姿勢は、政府与党のあせりを感じるとともに滑稽ですらある。だが、報道機関全体の反発はほとんどない。与党の年金政策に対して賛成しているメディアであっても、こうした報道の自由への抑圧姿勢を批判せず、また危機感を表明することなく、やり過ごすことを重ねることは、言論閉塞状況を容認することだ。

公職選挙法は「論評の自由」を認めている。ただし虚偽や事実歪曲などで「選挙の公正」を害してはならないとしている。ならば、高山教授の見解はそれにあたるのか。そうではないことは明白ではないか。